

学校において予防すべき感染症の出席停止基準

	感染症名	出席停止基準
	第一種・・・*省略	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	○発症した後 <u>5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</u> ○特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○解熱した後3日を経過するまで ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核、 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症 *2023.5.8～(感染症5類移行)	○発疹が消失するまで ○全ての発疹が痂皮化するまで ○主要症状が消失した後2日を経過するまで ○症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ○発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎、他）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【参考】

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止基準について

【例】

発熱等症状があった・・・9/1の場合（発症日を0日とする）

★発症日9/1 9/2 9/3 9/4 9/5 9/6 ★9/7登校許可

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

*発症日を0日目とし、6日目に登校可能となるが、熱やせき等の症状が続いている場合はその限りではない。（出席停止が延長される。）

感染症が治癒し、登校が可能になりましたら、（別紙）「出席停止受診報告書」の提出をお願いいたします。